

# 議案説明資料

## 【 目 次 】

議案第2号 八幡浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

議案第3号 八幡浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改  
正する条例の制定について

・・・・・・・・・・ p.1

議案第5号 八幡浜市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

・・・・・・・・・・ p.3

平成29年3月

(平成29年2月27日提出)

## 議案第 2 号及び第 3 号 説明資料

### 議案第 2 号

「八幡浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

### 議案第 3 号

「八幡浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

## 1 育休条例・勤務時間条例の改正趣旨

働きながら育児や介護が行いやすい環境整備をさらに進めるために、民間及び人事院勧告等を踏まえて、「地方公務員の育児休業等に関する法律」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの

## 2 育休法の改正に伴う条例改正の概要

内容	法・条例	項目	改正内容
子の範囲の見直し	育休法	育児休業 育児短時間勤務 育児部分休業	養育する子に次の①～③を加える。 ①特別養子縁組の監護期間中の子 ②養子縁組里親に委託されている子 ③上記①②に準ずる者として条例で定める者
	育休条例 2条の2 12条 21条	育児休業 育児短時間勤務 育児部分休業	条例で定める者（新設） ← 養子縁組里親として委託される見込みだったが 実親の反対のために養育里親として委託された 子  部分休業（1日2時間まで） 2時間の中に、育児時間（特別休暇）に加え 新設する介護時間も含める。 （育児時間・介護時間含め、トータルで2時間 まで休業可能とする。）

### 【参考】

特別養子縁組の監護期間：民法に基づく特別養子縁組を成立させるために必要な監護期間

養子縁組里親：将来的に養子縁組を結ぶことを前提とした里親委託

### 3 育児介護休業法の改正に伴う条例改正の概要

内容	条例	現行	改正後	
介護休暇（無給）	勤務時間 条例 17条	連続する6か月 以内	通算して6か月を超えない範囲内で3回まで分 割して取得可能	
介護時間（無給）	勤務時間 条例 11条 17条の2		（新設） 連続する3年の期間内において、1日につき2 時間まで	
育児又は介護を行う 職員の早出遅出勤務	勤務時間 条例 8条の2		当該子の対象に①～③を加 える。 ①特別養子縁組の監護期間 中の子 ②養子縁組里親に委託され ている子 ③上記①②に準ずる者とし て規則で定める者  （規則にて規定（新設）） 養子縁組里親として委託さ れる見込みだったが実親の 反対のために養育里親とし て委託された子	
育児又は介護を行う 職員の深夜勤務免除 （深夜10～5時）	勤務時間 条例 8条の3	（請求できる者） ・3歳未満の子を 養育する職員		（請求できる者） ・3歳未満の子を 養育する職員 ・日常生活を営む のに支障があ る者を介護す る職員
育児又は介護を行う 職員の時間外勤務 免除				
育児又は介護を行う 職員の時間外勤務 制限 （月23時間15分、 年145時間20分以内）				
育児休業の対象とな る非常勤職員の要件 緩和	育休条例 2条	（対象となる要件） ①子が1歳以降も 在職が見込まれ る。 ②子が2歳までに 任期満了するこ とが明らかな者 を除く。	（対象となる要件） ①（削除） ②子が1歳6か月までに任期満了することが明 らかな者を除く。	

#### 【凡例】

育休法 : 地方公務員の育児休業等に関する法律

育児介護休業法 : 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

育休条例 : 八幡浜市職員の育児休業等に関する条例

勤務時間条例 : 八幡浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例

## 議案第5号関係

### 八幡浜市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

○主な改正点【消費税率引上げ時期の変更に伴う措置】

- 1 個人住民税の住宅ローン控除制度の延長
- 2 軽自動車税（グリーン化特例・環境性能割）の延長と導入時期の変更
- 3 法人税割の税率引下げ時期の変更

条 例	対応する法令 (下線はH28.11改正有)	改正の概要
附則第7条の3の2	<u>法附則第5条の4の2</u>	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限の延長
平成28改正 第1条中 附則第16条 【軽自動車税の税率の特例】	<u>平成28改正法 第1条の2中 附則第30条</u>	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の1年延長に係る規定の整備
平成28改正 第1条の2中 附則第16条	<u>平成28改正法 第2条中 附則第30条</u>	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更となったことに伴う規定の整備
平成28改正 附則第1条 【施行期日】	<u>平成28改正法 附則第1条</u>	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 法人税割の税率引下げ及び軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更となったことに伴う施行期日の変更 (H29.4.1⇒H31.10.1)
平成28改正 附則第2条の2	<u>平成28改正法 附則第17条②</u>	○ 法律改正にあわせて新設 ※ 法人税割の税率引下げの時期が変更となったことに伴う規定の整備 (H31.10.1 施行分)
平成28改正 附則第3条の2 【軽自動車税に関する経過措置】	<u>平成28改正法 附則第19条の2</u>	○ 法規定の新設にあわせて新設 ※ 軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更となったことに伴う軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の1年延長に係る経過措置の新設 (H29.4.1 施行分)
平成28改正 附則第4条	<u>平成28改正法 附則第20条</u>	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更となったことに伴う適用年度の変更 (H29年度⇒H32年度)

※施行日の記載がない条文は原則日（公布の日）施行